

東京都有料老人ホーム 設置運営指導指針について (令和6年7月1日改正)

東京都福祉局

高齢者施策推進部施設支援課

有料老人ホーム担当

指針改正の概要

- 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」）の改正（※）に準拠するよう、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指針」）を改正
（※ 令和6年5月23日付老発0523第1号厚生労働省老健局長通知）
- 主に、令和6年度介護報酬改定及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」）の改正を踏まえた改正。（必要に応じて、地域密着型基準、介護予防サービス基準、地域密着型介護予防サービス基準も参照してください。）
- 適用日は令和6年7月1日

改正事項（１）

標準指導指針準拠

- ◆ 既存建築物等の活用の場合の、延べ床面積200㎡未満かつ階数3以下の建築物に関する特例を追加《指針6(3)》

(なし)



6既存建築物等の活用の場合等の特例

(3) 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

※平成30年改正建築基準法において、戸建て住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設(有料老人ホームを含む)として利用する場合、在監者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に耐火建築物とすることが不要とされていることを踏まえた改正

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

- ◆ 業務継続計画の策定に際し、地域の実態に応じて項目を設定すること及び感染症及び災害の業務継続計画の一体的策定が可能である旨の明記《指針8(6)ア》

8(6) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

（なし）

8(6) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

改正事項（３）

標準指導指針準拠

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

- ◆ 業務継続計画の策定、研修及び訓練における他の設置者との連携に関する規定を追加《指針８（６）イ》

8(6) 業務継続計画の策定等

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(なし)



8(6) 業務継続計画の策定等

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

※居宅基準第30条の2及び居宅基準解釈通知第3の一〇の3(13)

改正事項（４）

標準指導指針準拠

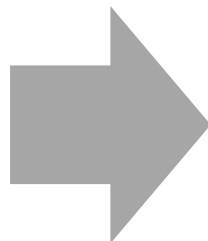
※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

◆ 協力医療機関に関する要件の追加《指針 8 (10)イ》

8(10)医療機関との連携

イ あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決め、設置者と医療機関との間で協定等を締結すること。

(なし)



8(10)医療機関との連携

イ あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決め、設置者と医療機関との間で協定等を締結すること。**その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。**

※居宅基準第191条第2項、第3項及び居宅基準解釈通知第3の一〇3(15)②、③

改正事項（５）

標準指導指針準拠

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

- ◆ 第二種指定医療機関との間での新興感染症発生時の対応の取り決めに関する規定を追加《指針 8(10)ウ及びエ》

(なし)



8(10)医療機関との連携

ウ 有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時の対応を取り決めるよう努めること。

エ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

※居宅基準第191条第4項、第5項及び居宅基準解釈通知第3の一〇3(15)④、⑤

改正事項（６）

標準指導指針準拠

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

◆ 退院後の入居者の速やかな再入居に関する規定を追加《指針8(10)オ》

(なし)



8(10) 協力医療機関との連携

オ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

※居宅基準第191条第6項及び居宅基準解釈通知第3の一〇3(15)⑥

改正事項（７）

標準指導指針準拠

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

◆ 虐待防止措置の担当者に関する要件等を明記《指針9(13)オ》

9(13)設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、次の事項を実施すること

ア～エ（省略）

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（なし）



9(13)設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、次の事項を実施すること

ア～エ（省略）

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に勤務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられるものを選任すること。

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

◆ 身体的拘束等を行う場合の緊急やむを得ない理由の記録及び手続等についての規定を追加《指針9(15)》

9(15) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(なし)

なお、その手続については、「身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)」に基づき、あらかじめ定めておくとともに、有料老人ホームの全職員に周知徹底すること。



9(15) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。

なお、その手続については、「身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)」に基づき、あらかじめ定めておくとともに、有料老人ホームの全職員に周知徹底すること。

※居宅基準183条第4項、第5項及び居宅基準解釈通知第3の一〇3(5)①